

平成26年度 定期監査報告 (第4号)

1. 監査の対象 市民福祉部〔市民環境課、介護福祉課〕
2. 監査の期間 自 平成26年10月14日
至 平成26年11月7日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明
根室市監査委員 波 多 雄 志
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成25年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3) 収入事務について
- ① 過誤納金の処理の適否
 - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
 - ③ 調定漏れの有無
 - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の整否
 - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
 - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
 - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の当否
 - ⑧ 現金引継ぎの正否
- (4) 支出事務について
- ① 支出負担行為の適否
 - ② 予算目的に反する支出の有無
 - ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
 - ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
 - ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
 - ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
 - ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
 - ⑧ 支出科目の当否

- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の当否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の整否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 市民福祉部

● 市民環境課

○ 戸籍住民担当

- ・ 特記事項なし

○ 交通市民生活担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 収納金（会館使用料）において、収納した現金が、1週間後に払込みされているものが、数件見受けられ、更に、3週間以上も払込みがなされていないものが、1件有り、会計規則第33条第1項の規定により払込むか、又は第4項の規定による、会計管理者の承認を得て、数日分取りまとめ払込むよう、適正な事務処理をされたい。

- ・ 市民交通傷害共済事業特別会計については特記事項なし

○ 環境衛生担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 自動車騒音常時監視測定業務委託において、
 - ①入札予定価格書の予定価格は入札書比較価格に100分の105を乗じた額が予定価格となるものであるが、設計額を千円未満切り捨てして積算しているにもかかわらず、入札書比較価格を千円未満切り捨てせずに設定したことにより、予定価格が誤りとなっていること。
 - ②業務委託報告書の提出より前に業務完了の確認及び完了検査を行っていること。など、適正さを欠く事務処理が見受けられるので、適正に事務処理されたい。
- (2) 単価契約による入札執行者は予算額（設計額）で判断すべきものであるが、入札執行者の選択に誤りが2件あるので、適正に事務処理されたい。
- (3) 薬品（高反応消石灰）の入札書に代表者名の記載がないものがあるので、適正に事務処理されたい。
- (4) 資源再生センター維持管理業務委託において、随意契約ではあるが、執行伺に添付している契約書（案）に受託先が記入されているので、適正に事務処理されたい。
- (5) じん芥焼却場保守管理業務委託（資源再生センター電気設備委託）において、随意契約で見積書を徴することなく契約締結しているが、見積書の徴収を省略できるのは、契約規則第28条第2項の規定に該当する場合であり、本契約は見積書の徴収を省略できないので、留意されたい。

- (6) ごみ収集運搬（A区域）業務委託において、入札を2回行い、予定価格を超えたため不調となり、2回目の入札最低価格業者と協議し随意契約となったものであるが、随意契約で契約締結する際は入札書ではなく、見積書の提出を求めるべきなので、留意されたい。

2. 財産について

【指摘事項】

- (1) 行政財産使用許可に係る使用料の算出において、使用面積に建物の延べ面積を除いて得た数を小数点第7位で四捨五入し第6位まで求めているが、小数点第5位で四捨五入し第4位まで求めるべきであり、結果、過小に使用料を算出しているので、財産条例施行規則第12条の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

● 介護福祉課

○ 福祉担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 医師意見書作成料、障がい者舗装具費及び療養介護費の支出において、平成26年4月1日以降に検収しているものがあるが、3月31日までに検収が完了しないものは平成25年度予算から支出することはできず、その理由によっては事故繰越の手続きが必要となるものであり、著しく適正を欠くので留意されたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 根室市通所利用者支援（移動支援）業務委託において、随意契約ではあるが、執行伺に添付している契約書（案）に委託金額が記入されているので、適正に事務処理されたい。

○ 高齢者福祉担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 外出支援サービス業務委託において、見積予定価格書の予定価格と見積書比較価格を取り違えて作成しているので、適正に事務処理されたい。
- (2) 外出支援サービス業務委託及びひとり暮らし老人等緊急通報受信センター業務委託において、随意契約ではあるが、執行伺に添付している契約書（案）に受先や委託金額が記入されているので、適正に事務処理されたい。
- (3) 根室市安否確認サービス業務の見積合において、見積合執行者を部長職が行っているが、単価契約による見積合の執行は予算額（設計額）で判断し、副市長が行うべきであり、執行者の選択に誤りがあるので、適正に事務処理されたい。

○ 地域包括支援担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 根室市在宅介護支援センター運営業務の見積予定価格書において、委託業務名に業者名が記載されており不適正であり、著しく適正を欠くので、十分留意されたい。また、見積予定価格書が間違っており綴られているので適正に事務処理をされたい。(3件分)

○ 介護保険担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 介護保険主治医意見書作成料(12月分)において、請求書額に対し支出負担行為を行っているが、請求書の合計額に誤り(消費税及び地方消費税)があり、確認を怠っていると思われる、精査の上適正に事務処理をされたい。